

CARREL 社会保険労務士事務所

News

CARREL 社会保険労務士事務所

〒231-0004

横浜市中区元町 3-21-2 ヘリオス関内ビル 7F

TEL :045-222-8270/FAX :045-222-8276

✉ info@carrel-yokohama.jp

http://www.carrel-yokohama.jp



1. 改正高年法施行後も継続雇用しなくてもよい労働者とは？

◆来年4月1日に改正法が施行

8月29日に「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」（改正高齢者雇用安定法）が成立し、来年4月1日から施行されます。

改正の大きな柱は、「継続雇用制度の対象者を限定できる仕組み」の廃止、つまり、原則として「希望者全員を継続雇用制度の対象者とする」との義務付けです。

◆「例外」の内容(案)

しかし、上記の「原則」には「例外」が認められることとなっており、その「例外」の案が、厚生労働省から示されました。その内容は次の通りです。

- ・「心身の故障のため業務に堪えられないと認められること」、「勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと」等、就業規則に定める解雇事由または退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ）に該当する場合には、継続雇用しないことができる。
- ・就業規則に定める解雇事由または退職事由と同一の事由を、継続雇用しないことができる事由として、解雇や退職の規定とは別に、就業規則に定めることもできる。
- ・また、当該同一の事由について、継続雇用制度の円滑な実施のため、労使が協定を締結することができる。
- ・なお、解雇事由または退職事由とは異なる運営基準を設けることは改正法の趣旨を没却するおそれがあることに留意する。
- ・ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意する。

◆11月以降に正式決定の予定

上記の案は、今年11月以降に正式決定される予定です。

企業としては、来年4月以降に定年を迎える個々の労働者について、継続雇用（再雇用）の対象とするのかしないのか、継続雇用（再雇用）する場合の処遇（賃金等）をどのようにするのか等について、あらかじめ検討しておかなければなりません。

私は、経営者も社員も
幸せになれる会社づくりの
サポートをすることが
CARRELの“使命”だと
考えています。

CARRELの5つの使命として

- ◇ 採用・教育研修サポート
- ◇ 就業規則・人事諸規定
- ◇ 労務問題
- ◇ 社会保険手続き
- ◇ 行政調査

を考えています。

これらのお悩みを解決させて
頂くことが、貴社の成長に
貢献できる近道だと思っ
ております。

～お気軽にご相談下さい～

プロフィール

官公庁・百貨店勤務を経て人
材派遣会社へ入社。

人材派遣会社では約10年
間、総務・人事、派遣コー
ディネーターなど多岐に渡
る業務に従事。

現在は、社労士実務だけでなく、資格学校や大学にてメン
タルヘルスや就職支援等の講
師を担当。



11月の税務と労務の手続き

10日

- ◇ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- ◇ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

15日

- 所得税の予定納税額の減額承認申請書の提出 [税務署]

30日

- ◇ 個人事業税の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]
- ◇ 所得税の予定納税額の納付<第2期分>
[郵便局または銀行]
- ◇ 健保・厚生保険料の納付
[郵便局または銀行]
- ◇ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- ◇ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
[公共職業安定所]
- ◇ 外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

2. 新入社員が「働きたい職場」「重視する人間関係」「感じる厳しさ」

◆「働きたい職場」とは？

株式会社リクルートマネジメントソリューションズが実施した「2012年新入社員意識調査」(今年3~4月に実施。696名が回答)の結果によると、「自分が働きたい職場の特徴」の上位5つは、次の通りとなったそうです。

- 貴社では、上位5つのうちいくつ当てはまりますか？
- (1) お互いに助け合う職場 (49%)
 - (2) アットホームな職場 (44%)
 - (3) 遠慮をせずに意見を言い合える職場 (42%)
 - (4) 活気がある職場 (41%)
 - (5) 皆が1つの目標を共有している職場 (35%)

◆「上司・先輩」よりも「同期」を重視！

レジェンダ・コーポレーション株式会社が実施した「新社会人の意識/実態調査」(484名が回答)では、「会社の中で上司・先輩・同期のどの関係を重視したいか」を尋ねたところ、「同期」が49.4%、「先輩」が32.9%、「上司」が17.8%との結果となり、上司や先輩との関係よりも、同期との関係を重視する人が多いことがわかりました。

この調査は今年の4月に実施されたものですが、時間が経過し、仕事を覚え始めるにつれ、このような考え方が変わってくる(上司や先輩を重視するようになる)のかもかもしれません。

◆新入社員の7割近くが「社会人は厳しい！」

また、株式会社マイナビからは、今年4月入社の新入社員を対象に実施した「2012年マイナビ新入社員意識調査 ~3カ月後の現状~」(7月に実施。788名が回答)の結果が発表されています。

この調査は、新入社員に「仕事環境」「キャリア」「自分の将来」「能力向上」などについてアンケートを行ったものですが、「社会人になってどう感じたか」を尋ねたところ、「厳しかった」と答えた割合は68.2%(想像していたよりも厳しかった25.4%、想像していた通り厳しかった42.8%)、「厳しくなかった」と答えた割合は30.7%(想像していたよりも厳しくなかった29.4%、想像していた通り厳しくなかった1.3%)でした。

多くの新入社員が、様々な厳しい場面に直面しているようです。

11月の花歳時記 ~秋分の日~

【七五三】

本来、三歳・五歳・七歳は子供の厄年といわれ、身体的にも精神的にも、成長の節目に当たるといわれています。

現在は11月15日にこだわらず、11月中のいずれかの土日・祝日に行なうことも多くなっています。北海道など寒冷地では11月15日前後の時期は寒くなっていることから、1か月早めて10月15日に行なう場合が多いようです。

昔は男女ともに、3歳は髪を伸ばす「髪置(かみおき)」、5歳は初めて袴をつける「袴着(はかまぎ)」、7歳は、それまでの紐付きの着物に代わって、本仕立ての着物と丸帯という大人の装いをする「帯解(おびとき)・紐落(ひもおとし)」という儀式を行いました。

これらを称して「七五三の祝い」とし、氏神様にお参りするようになったとされています。